

山形市自転車等駐車対策協議会

日時：令和4年11月2日(火)
午後2時30分から

場所：山形市役所11階
1101会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
 - ①山形市自転車等駐車対策について
 - ②山形南高校前バス停付近の自転車対策について
 - ③山形市自転車活用推進計画及び
コミュニティサイクル事業について
- 6 その他
- 7 閉 会

山形市自転車等駐車対策協議会委員 名簿

	団 体 名 (役 職 名)	(ふりがな) 氏 名
第1号委員	東北芸術工科大学 (教授・基盤教育研究センター長)	よしだ あきら 吉田 朗
第2号委員	山形商工会議所 (総務企画部長)	はしもと よしひこ 橋本 善彦
〃	東日本旅客鉄道株式会社 山形駅 (副駅長)	くさか かずとし 日下 和利
〃	山交バス株式会社 (営業部乗合課長)	さがえ こういち 寒河江 晃一
〃	山形市中心商店街街づくり協議会 副会長 (山形駅前大通り商店街振興組合理事長)	あべ しんえい 阿部 眞栄
〃	山形市中心商店街街づくり協議会 副会長 (七日町商店街振興組合理事長)	いわぶち しょうたろう 岩淵 正太郎
〃	山形県高等学校教育研究会村山地区高等学校生徒指導協議会 (事務局)	なかがわ りょうた 中川 良太
〃	山形県自転車軽自動車商協同組合 (副理事長)	したら かつみ 設楽 勝美
〃	一般財団法人山形県交通安全協会 山形地区交通安全協会 (専務理事)	ごとう しょういち 後藤 昇一
〃	山形市防犯協会 (副協会長)	あらい かずお 荒井 和夫
〃	山形市PTA連合会 (副母親委員長)	たかはし あゆみ 高橋 あゆみ
第3号委員	東北地方整備局 山形河川国道事務所 山形国道維持出張所 (所長)	さとう よしのぶ 佐藤 義信
〃	山形県村山総合支庁 (建設部 道路課 道路管理主幹)	すずき のぶやす 鈴木 信康
〃	山形警察署 (地域課長)	やまかわ しょういち 山川 省一

任期(令和3年7月5日～令和5年7月5日)、敬称略

報告事項 ①

山形市自転車等駐車対策について

山形市自転車等駐車対策

1 撤去業務

放置禁止区域
(山形駅周辺)

その他の区域

2 保管・返還業務

3 整理業務

4 啓発業務

5 駐輪場管理

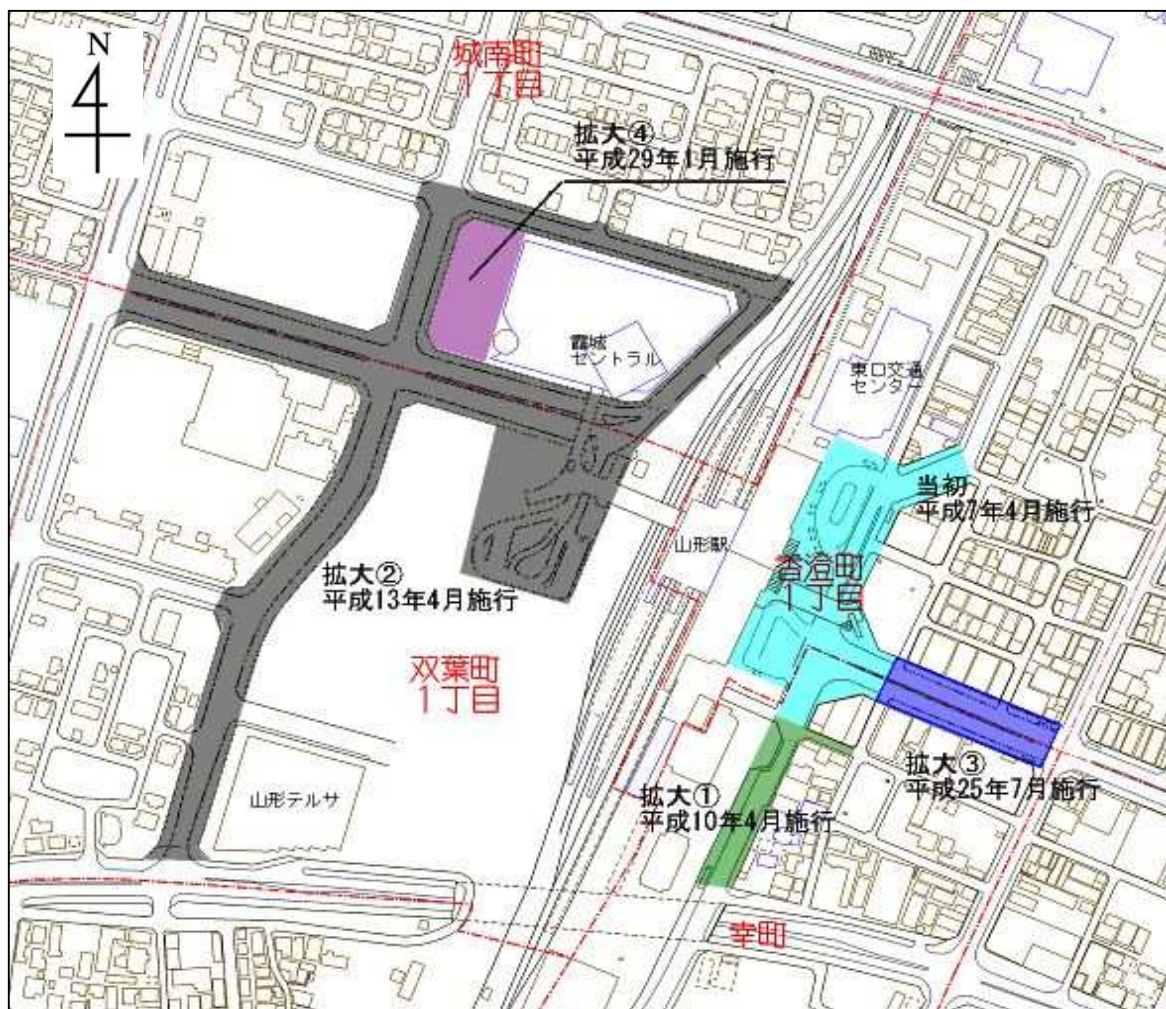
1 撤去業務

放置禁止区域（即時撤去可）

平成6年9月に自転車等放置防止条例を制定し、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、安全で快適な市民生活の形成を図ることを目指しております。このため、平成7年度から、この条例に基づいて、山形駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車等の撤去を行っております。

また、自転車等放置禁止区域は以下のように、拡大を図っております。

自転車等放置禁止区域



拡大前(平成23年10月)の様子

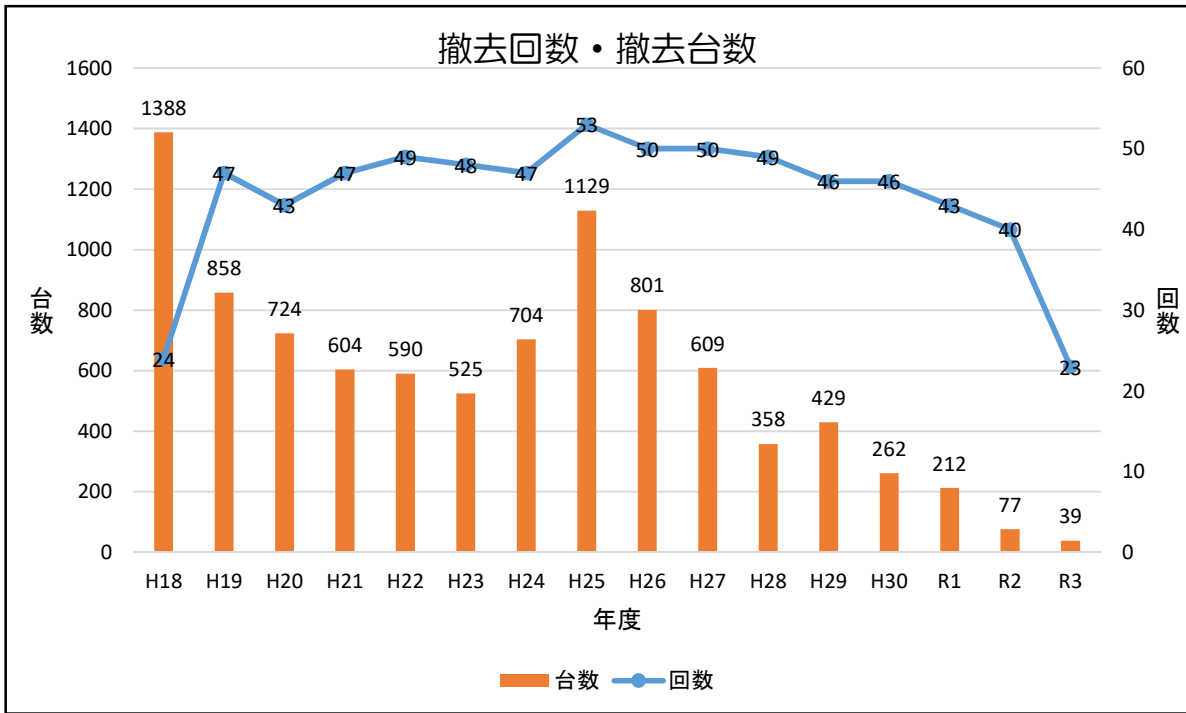


拡大③

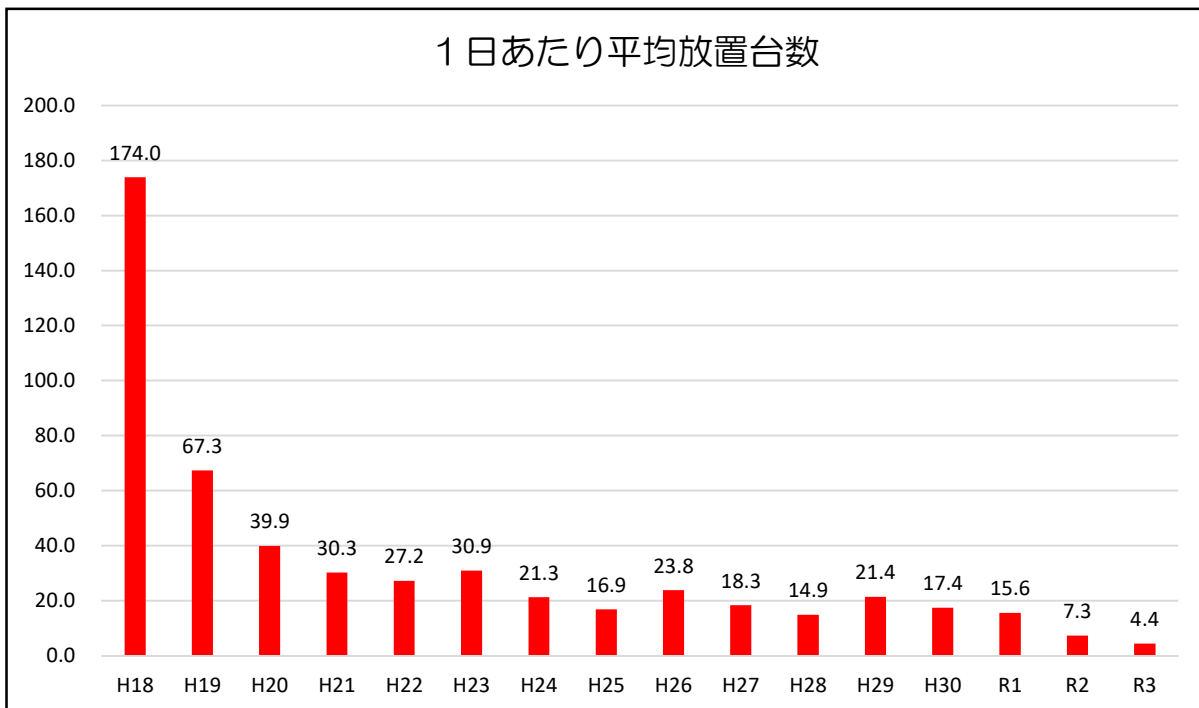
拡大前(平成28年8月)の様子



拡大④



※ 週1回ペースで、撤去作業を行っております。



※ 毎週金曜日の午前・午後の2回、放置禁止区域内の放置台数の調査を行っております。

1 撤去業務

その他の区域

- ①山交ビル南側、山形南高校前
- ②山形駅南駐輪場
- ③北山形駅駐輪場
- ④その他

上記①～④の撤去作業を行う場合、警告札（下記参照）を自転車に取り付け、一定期間放置されていることを確認し、撤去を行っております。

(例) 7月7日・・・警告札貼り付け日
 ↓
 ↓ 貼り付け日から7日間以上
 ↓
 7月22日・・・撤去日

撤去日に、この警告札が、
 貼られたままの自転車等の撤去を行います。

山交・南高前(3他73)

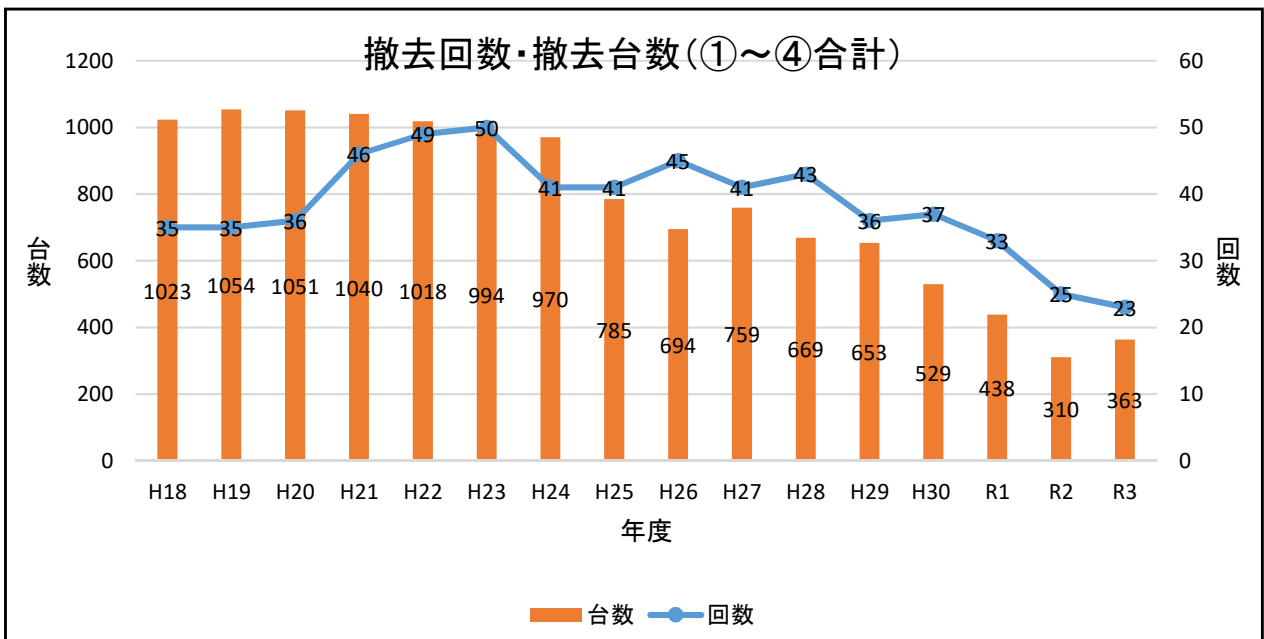
警告

公共の場所には自転車・原付を放置しないようにしてください。
 このまま 令和 3 年 7 月 22 日まで引き続き放置されているときは、山形市自転車等放置防止条例第11条の規定により撤去します。

なお、自転車・原付の返還を受けようとする際に撤去・保管に要した費用として、次の金額を納付していただきます。

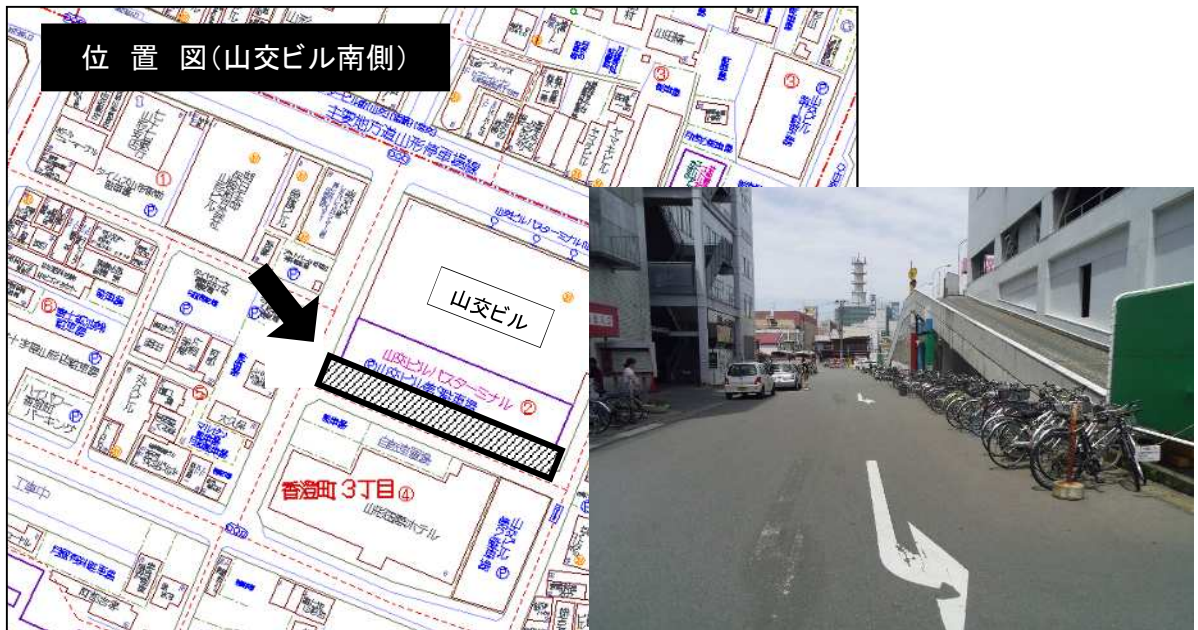
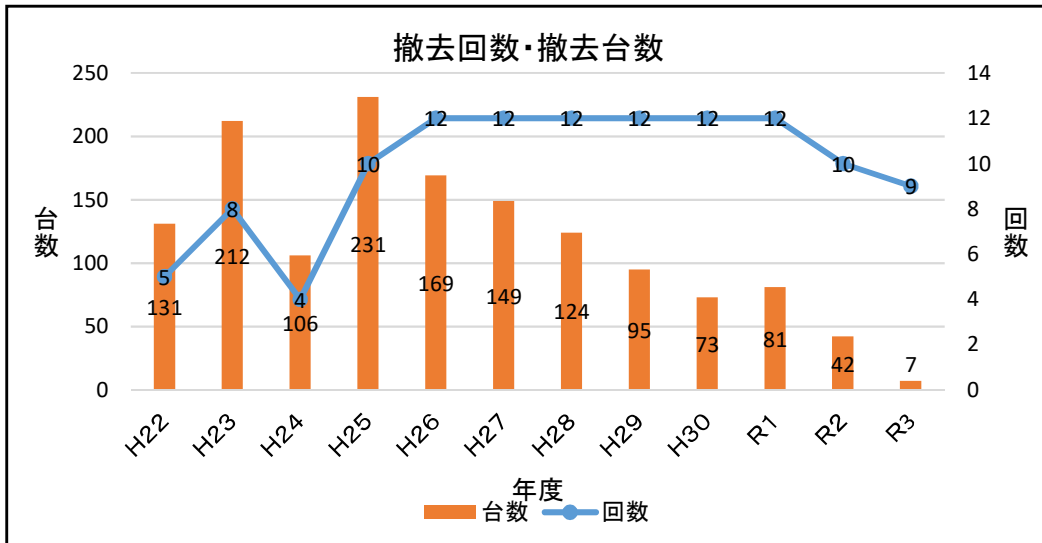
自転車 1,000円
 原付 2,000円
 令和 3 年 7 月 7 日

山形市



【①山交ビル南側・山形南高前】

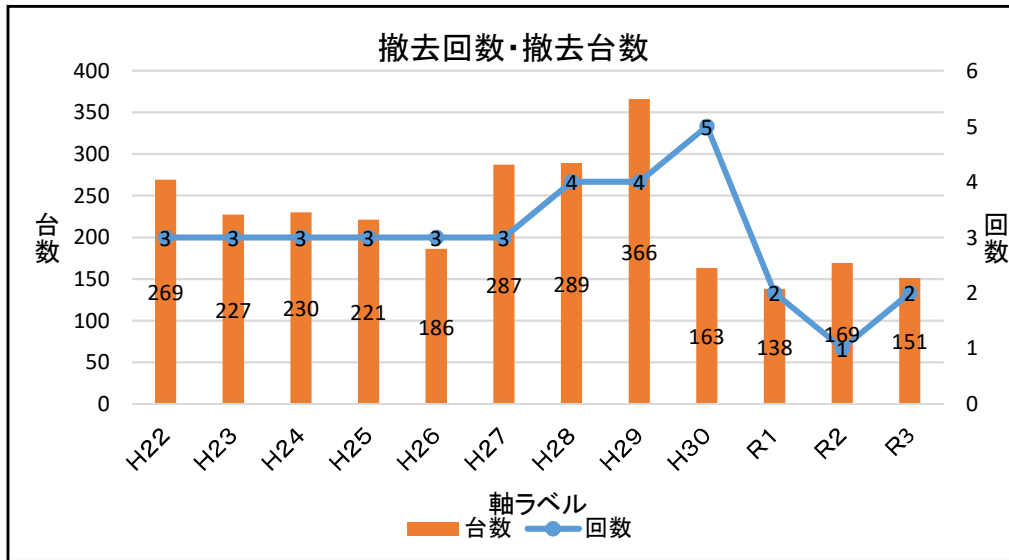
近年は、毎月1回の警告・撤去作業を行っております。



【②山形駅南駐輪場】

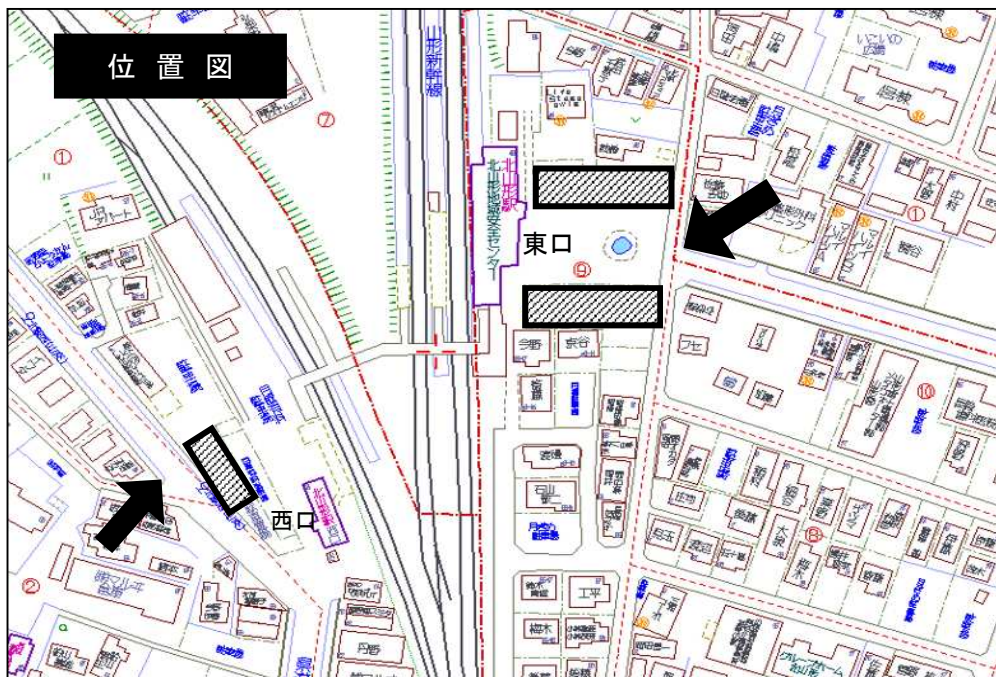
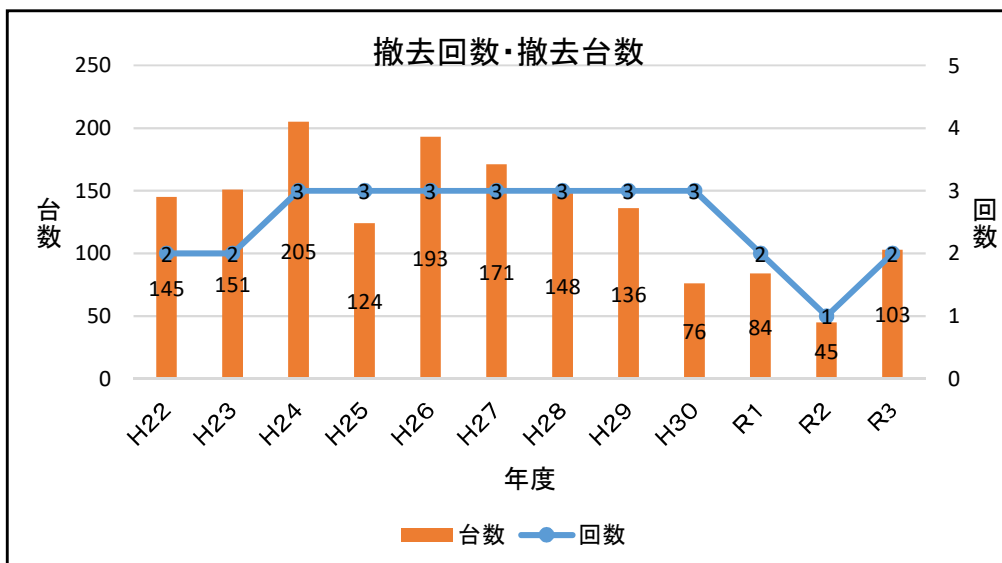
無料／収容：850台

5月、6月、8月、10月、12月の年5回程度、警告・撤去作業を行っております。特に、4月は卒業生が放置していったと思われる自転車が非常に多く、撤去台数が100台を超える時もあります。



【③北山形駅東口・西口駐輪場】 無料/収容：1,080台

5月、7月、11月の年3回程度、警告・撤去作業を行っております。

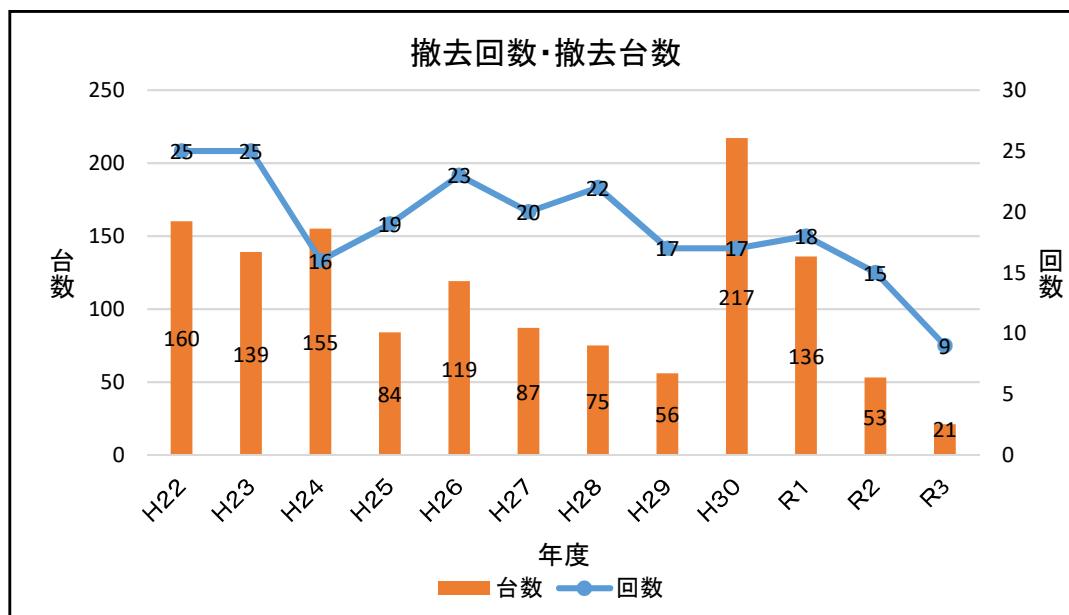


現況写真（東口、西口）



【④その他市内回収】

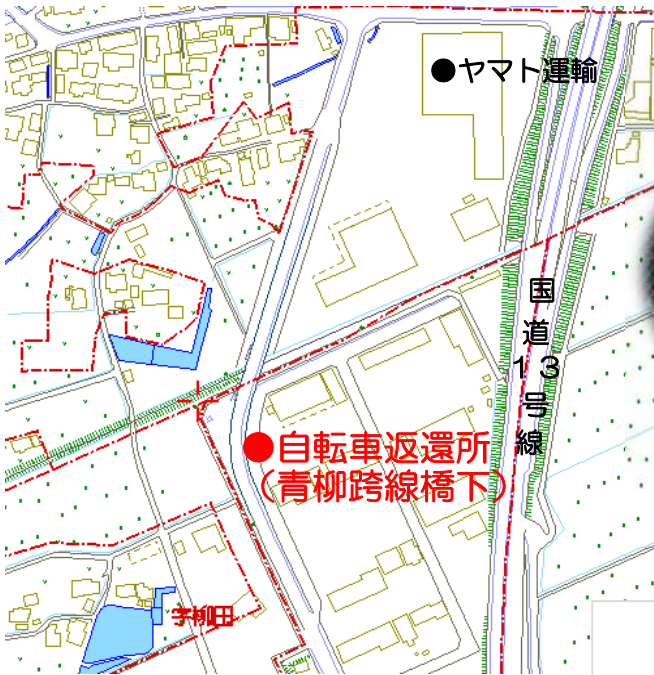
市内において、地域交番や市民からの撤去要請を受けて、駅駐輪場や道路上に乗り捨てられている放置自転車等を撤去しております。



*H30増の理由：蔵王駅67台、花笠祭り前35台、出羽・千歳駅43台が増えたため。

2 保管・返還業務

撤去した自転車は下記の場所にて保管しております。（山形市流通センター四丁目地内）

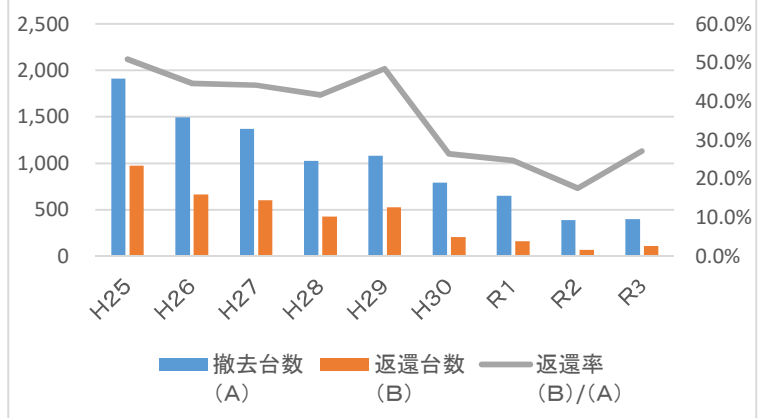


令和2年度にフェンスの改修工事を実施いたしま



山形警察署に防犯登録番号を照会し、登録所有者に対しハガキにて返還通知を行っております。

撤去・返還台数及び返還率



保管番号 駅・他

自転車の返還について(通知)

あなたの所有と思われる自転車等を山形市自転車等放置防止条例の規定により撤去し、保管しておりますので、引き取りにきてください。

なお 令和 年 月 日 までに引き取りに来られないときは、本市で処分いたします。

1 返還場所
流通センター四丁目6番地内[青柳跨線橋下、東北第一物流棟向]
▲バス停(ヒツケウのり)前より徒歩約15分

2 返還日時
毎週日曜日の午前9時から午後4時まで。
年末年始を除く。

3 持参するもの
このハガキ・印鑑・自転車等のカギ・引き取りに来られる方の住所氏名を明らかにするもの(免許証・保険証等)

※ なお、返還の際撤去保管に要した費用として、
自転車1,000円・原付2,000円を納付していただきます。
※ 引き取り済みの場合は、行き違いのためご容赦ください。

	撤去台数 (A)	返還台数 (B)	返還率 (B)/(A)
H25	1,914	974	50.9%
H26	1,495	667	44.6%
H27	1,368	604	44.2%
H28	1,027	428	41.7%
H29	1,082	524	48.4%
H30	791	209	26.4%
R1	651	161	24.7%
R2	387	68	17.6%
R3	402	109	27.1%

所有者が引き取りに来なかった自転車等は保管期限（60日間）を経過した後、市で処分します。

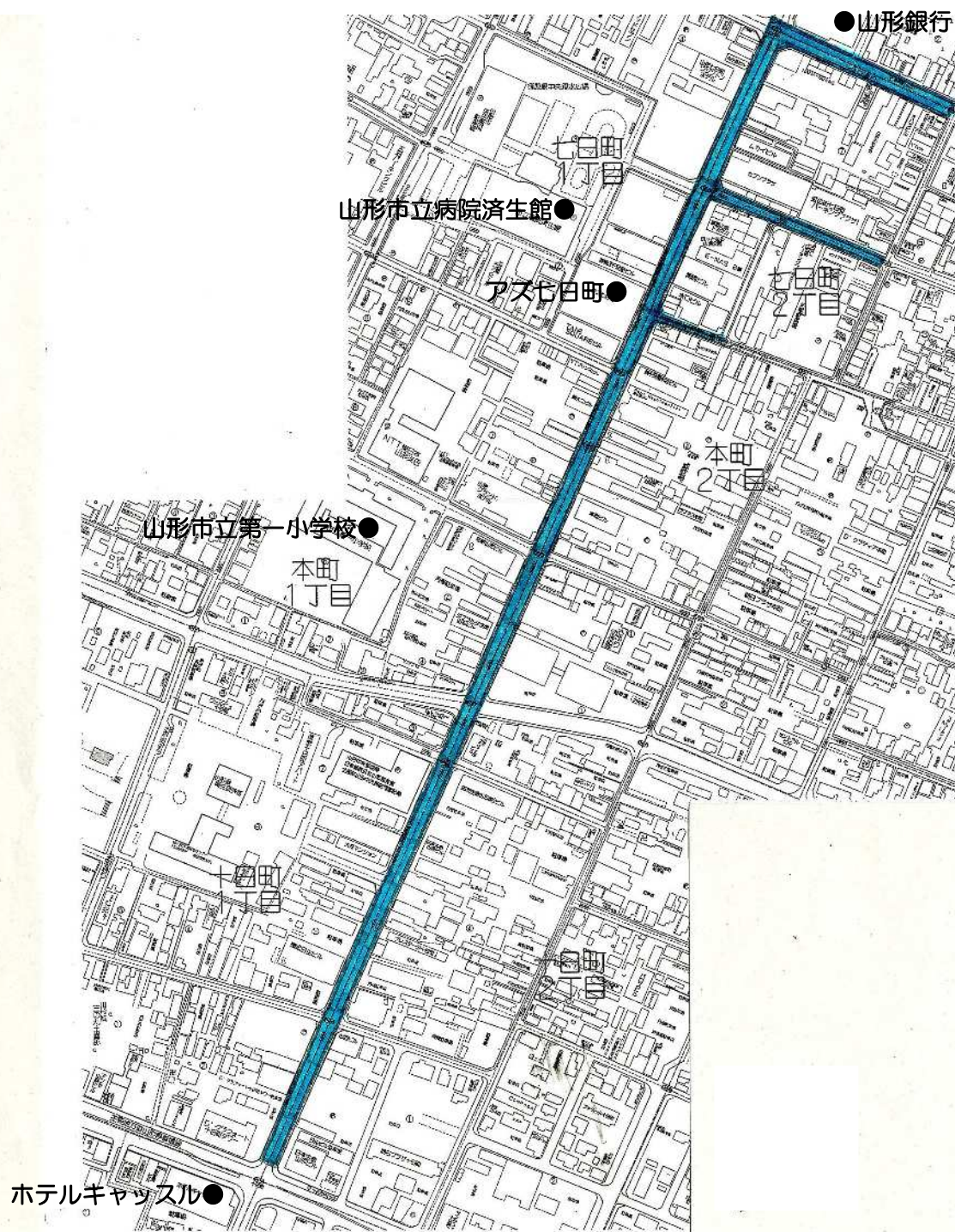
そのうち、状態の良いものは、公益社団法人山形市シルバー人材センターに無償で譲与し、修理整備の上、市民に廉価で譲渡されております。

3 整理業務

七日町周辺区域において、歩道等に駐輪されている自転車等の整理等を行い、歩行者が安全かつ快適に通行できるスペースを確保していくため、業務委託により事業を行っています。

(概要)

- 委託先 公益社団法人山形市シルバー人材センター
- 業務区域 下図のとおり
- 時間帯等 午後1時～5時（10～2月は4時まで）、年360日、2人体制



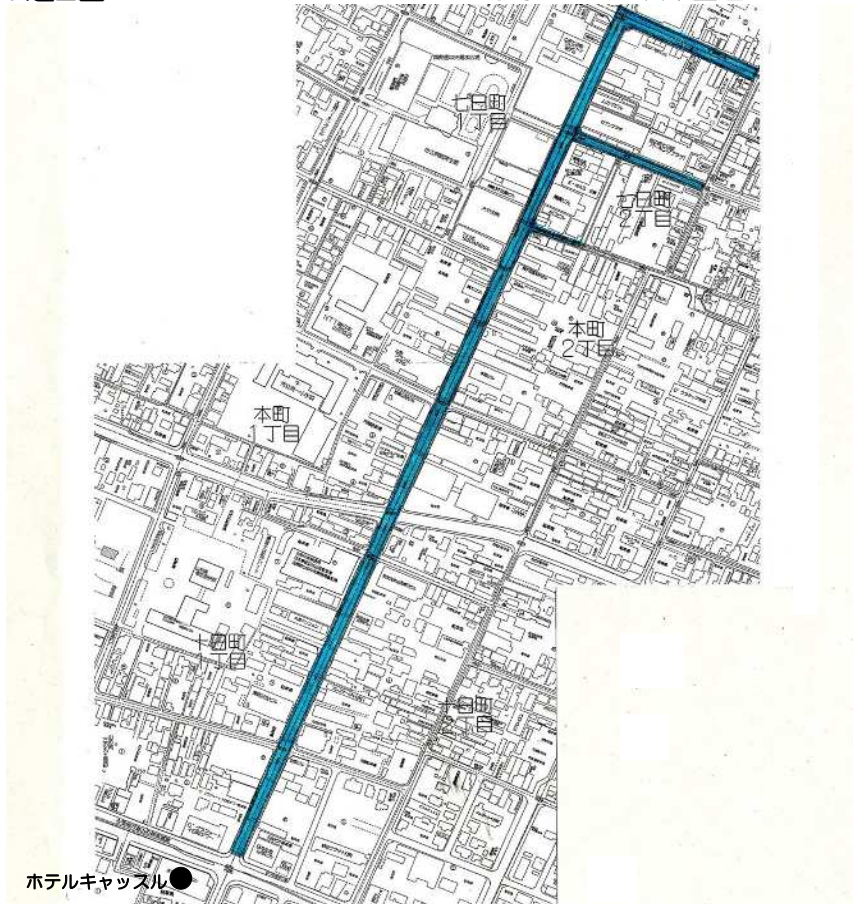
3-2 整理業務

七日町周辺の自転車整理業務の範囲を、山形駅前まで拡大することを検討して欲しいという意見を受け、令和3年度より実態調査及び整理・整頓業務を行っているところです。

(概要)

- ・委託先 公益社団法人山形市シルバー人材センター
- ・業務区域 下図のとおり
- ・実施日 毎週火・木の週2回

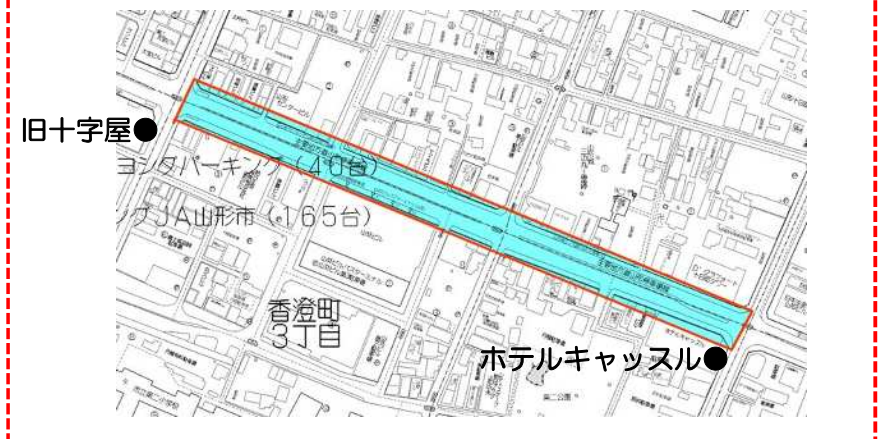
七日町周辺区域自転車整理



放置自転車禁止区域



山形駅前大通り自転車整理調査



4 啓発業務

山形市では、自転車利用者のマナー向上のため、広報やまがたへの掲載、放置禁止区域内への看板設置、市内各高校へのチラシ配布等による呼びかけを行っております。

リーフレットの配布

表

*今年度も小中学生等を対象としたポスター・リーフレットの配布を行っています。

山形駅周辺
山形駅前
山形駅前地下駐輪場
山形駅前地下駐輪場

七日町周辺
七日町
七日町地下駐輪場
七日町地下駐輪場

置城セントラル駐輪場(有料)
住所 山形市置城町1-1-1
電話番号 023-647-2208
料金 60分 800円
5:30~24:00

山形駅東口交通センター駐輪場(有料)
住所 山形市青町116-34
電話番号 023-635-2198
料金 60分 800円
5:30~24:00

山形駅南駐輪場(無料*)
住所 山形市山町1-3-16
電話番号 023-641-1357
料金 7:30~22:00

清生館前地下駐輪場(無料*)
住所 山形市七町町1-3-16
電話番号 023-641-1357
料金 7:30~22:00

配布先・部数一覧

	ポスター	リーフレット
会社	23	0
小学校	111	0
中学校	51	0
高校	48	4,004
大学	14	36
市施設	41	360
コミセン	20	600
学童クラブ	36	0
その他(商店街、ホテル、自転車販売店等)	153	0
計	497	5,000

自転車も車と同じです 交通ルールを守りましょう

自転車は車の仲間。
●車道の左側を、左列に走って通行しなければなりません。
●交差点では横断と一時停止を厳格に守りましょう。
●照の装着でヘルメットの着用と保険の加入が義務付けられています。

自転車歩道通行可 標識
次の場合は例外として歩道を通行することができます。
●16歳未満の子供、70歳以上の高齢者、障がい者
●道路工事などで、道路が狭く、通行が困難な場合

歩道を通行する場合次の点を守ってください。
●歩道は歩行者優先で、車道を併走して通行してはなりません。
●歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

安全ルールを守ってください。
●車さしスマホ使用・ヘッドホン使用 運転は禁止です。
●飲酒運転・二人乗り・並走は禁止です。
●夜間はライトを点けましょう。

裏

広報やまがた掲載

卒業・異動時期の自転車放置はやめましょう

毎年、卒業および異動の時期は、不要になった自転車を駐輪場に放置していくケースが見受けられます。これは駐輪スペースの不足の原因となり、新年度から新たに利用する方への迷惑につながります。乗らなくなった自転車は必ず自宅へ持ち帰りましょう。

盗難から自転車を守りましょう

自転車盗難を防止するためには、しっかりと鍵を掛け、駐輪場に置きましょう。また、必ず防犯登録を行い、譲り受けた自転車でも登録の変更を行いましょう。歩行者の妨げとなる路上駐輪は、自転車盗難の原因となりますのでやめましょう。
※自転車盗難について、詳しくは山形警察署生活安全課(☎627-0110)へ

自転車を利用される皆様へ

— 自転車はきちんと正しい場所へ! —

山形市では、迷惑駐輪をなくすために、山形駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。通学や買い物などで利用する自転車は、市営駐輪場(①-③)に置きましょう。また、禁止区域以外の場所でも、歩道などを狭くする迷惑駐輪はやめましょう。

・・・自転車等放置禁止区域

放置禁止区域では、定期的に自転車を撤去しています。

啓発チラシ

区域内看板設置

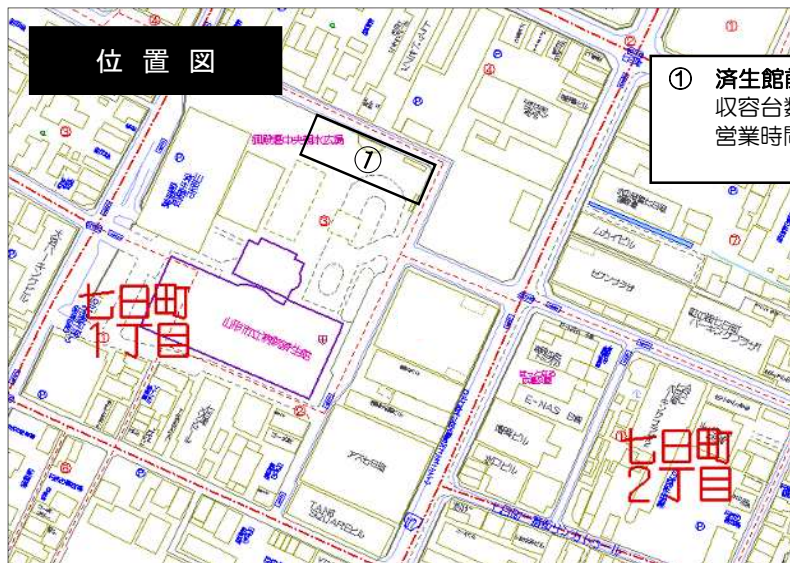


H30. 8. 14(山形花火大会時) 啓発活動の様子(霞城セントラル広場前)

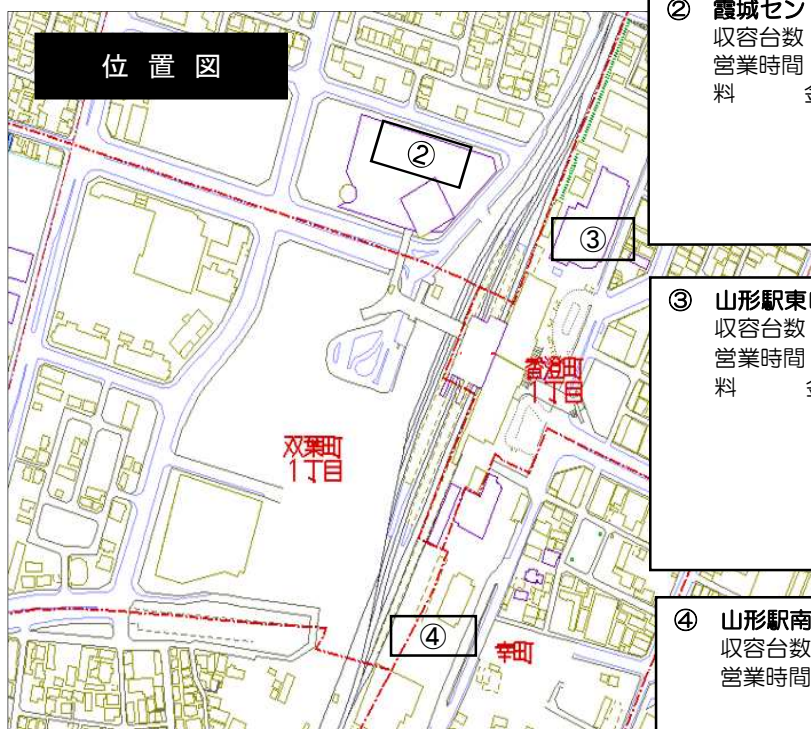
5 駐輪場管理

山形市営駐輪場の内、①～③は、指定管理者（一般財団法人山形市都市振興公社）による管理・運営を行っております。

- ① 済生館前地下駐輪場（無料）
- ② 霞城セントラル駐輪場（有料）
- ③ 山形駅東口交通センター駐輪場（有料）
- ④ 山形駅南駐輪場（無料）



- ① 済生館前地下駐輪場
収容台数：自転車338台 バイク72台
営業時間：午前7時30分～午後10時



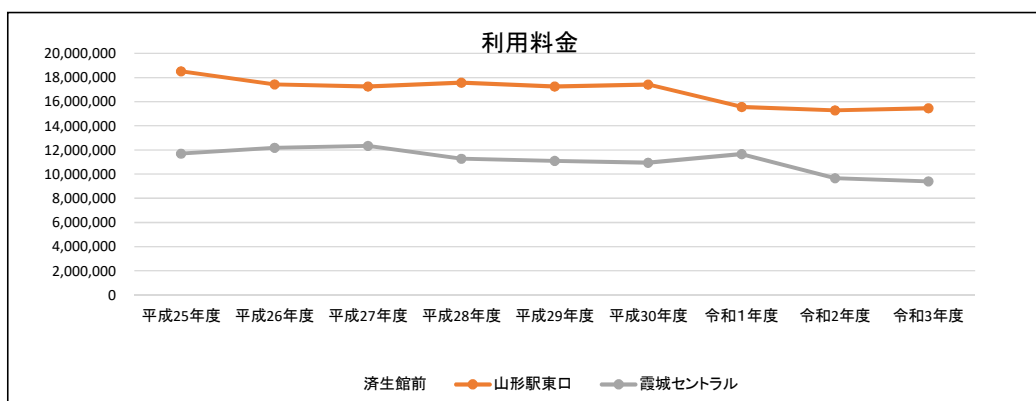
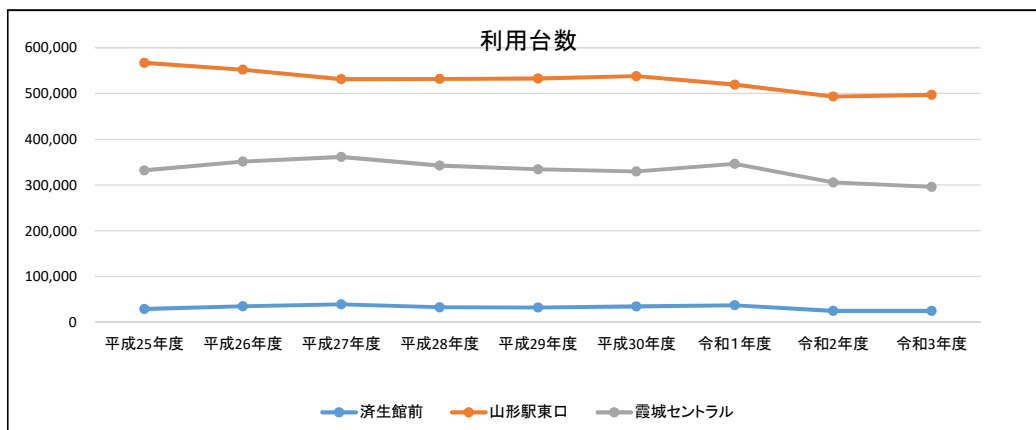
- ② 霞城セントラル駐輪場
収容台数：自転車1,484台 バイク262台
営業時間：午前5時30分～午後12時
料 金：自転車 1回利用（1日につき）50円
定期利用（1ヵ月につき）900円
バイク 1回利用（1日につき）100円
定期利用（1ヵ月につき）2,000円

- ③ 山形駅東口交通センター駐輪場
収容台数：自転車1,305台 バイク70台
営業時間：午前5時30分～午後12時
料 金：自転車 1回利用（1日につき）50円
定期利用（1ヵ月につき）900円
バイク 1回利用（1日につき）100円
定期利用（1ヵ月につき）2,000円

- ④ 山形駅南駐輪場
収容台数：850台
営業時間：24時間

○利用状況

市営駐輪場の利用は年によってばらつきがあるものの、おおむね横ばいで推移しております。



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
済生館前地下駐輪場									
利用台数計 (台)	29,238	35,085	39,073	32,935	32,097	34,618	37,217	24,940	24,982
うち自転車	24,298	30,159	34,348	28,128	26,334	29,033	32,482	22,099	22,097
うちバイク	4,940	4,926	4,725	4,807	5,763	5,585	4,735	2,841	2,885
山形駅東口交通センター駐輪場									
利用台数計 (台)	567,120	552,477	531,689	531,973	532,874	537,763	519,492	493,421	497,312
うち自転車	551,876	538,260	519,706	517,743	518,326	523,761	505,562	481,765	487,176
うちバイク	15,244	14,217	11,983	14,230	14,548	14,002	13,930	11,656	10,136
料金収入 (円)	18,512,250	17,430,800	17,253,200	17,568,800	17,257,750	17,427,150	15,569,800	15,284,950	15,467,200
霞城セントラル駐輪場									
利用台数計 (台)	331,751	351,232	361,514	342,550	334,222	329,462	346,497	305,491	296,152
うち自転車	325,341	344,440	354,589	336,867	329,623	325,053	342,814	302,276	292,163
うちバイク	6,410	6,792	6,925	5,683	4,599	4,409	3,683	3,215	3,989
料金収入 (円)	11,691,950	12,185,750	12,345,200	11,286,600	11,111,700	10,949,650	11,664,500	9,662,100	9,403,950

(注) 済生館前地下駐輪場のみ、利用台数ではなく、定時の台数調査の数値となっています。

参考資料

山形市自転車等放置防止条例

山形市自転車等放置防止条例

(目的)

第1条 この条例は、この市の公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、良好な都市環境を維持し、もって安全で快適な市民生活の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等から離れて、これを直ちに移動させることができない状態にあることをいう。

(3) 公共の場所 道路、駅前広場その他これらに類する場所をいう。

(4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等の安全利用及び放置の防止に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、自転車の見やすい箇所に住所及び氏名を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車等駐車を設置するときは、その用地を提供するなど、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館その他公益的施設を設置する者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の所有者の住所及び氏名の明記並びに防犯登録の勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域等の指定等)

第8条 市長は、自転車等駐車が整備されている地域内で自転車等の放置により良好な都市環境が著しく阻害されると認められる公共の場所を、自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置が増大し、良好な都市環境が阻害されると認められる公共の場所を、自転車等放置規制区域（以下「放置規制区域」という。）に指定することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域及び放置規制区域（以下「放置禁止区域等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ第14条に規定する附属機関の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域等を変更し、又は廃止することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の放置禁止区域等の変更又は廃止について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域等内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域等内の放置自転車等の措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所（以下「自転車等駐車場等」という。）に移動するよう命じ、又はこれを撤去し、保管することができる。

2 市長は、放置規制区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場等に移動するよう命ずることができる。

3 市長は、自転車等の利用者等が前項の命令に従わず、相当の時間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

（放置禁止区域等以外の場所における放置自転車等の措置）

第11条 市長は、放置禁止区域等以外の公共の場所において、自転車等の放置により良好な都市環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を放置しないよう指導することができる。

2 市長が、自転車等の利用者等が前項の指導を受けたにもかかわらず相当の期間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車等に係る措置）

第12条 市長は、第10条第1項、第3項及び前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管した場合は、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、同項の告示の日後相当の期間を経過してもなお利用者等が引き取らない自転車等があるときは、当該自転車等を売却し、又は廃棄等の処分をすることができる。

（費用の徴収）

第13条 市長は、第10条第1項、第3項及び第11条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還する場合は、これに要した費用として、自転車にあつては1台につき1,000円、原動機付自転車にあつては1台につき2,000円を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（自転車等駐車対策協議会の設置）

第14条 この市に山形市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第15条 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車等の放置を防止するための総合的な対策並びに

自転車等放置禁止区域等の指定、変更及び廃止について協議する。

(組織)

第16条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体等の代表者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

報告事項 ②

山形南高校前バス停付近の自転車対策について

山形南高校前バス停付近の自転車対策について

<協議会の委員より>

山形南高校前にある仙台行きバス停の近くに、山交で土地を借りて駐輪場として利用者に提供してきた。

しかし、平成28年7月末をもって、駐輪場として提供できなくなった。

その結果、歩道上に自転車が置かれるようになり、近隣住民からの苦情が出てきている。

交通結節点という要所でもあることから、市で駐輪場を確保してもらえないかという要望を得、検討を行っている。



案①・案②・案③ を検討。



案①：ポケットパークの活用

所在：あこや町一丁目1-1

管理者：山形市（道路維持課）、東原町第四区自治会

経過：平成14年4月1日より、

山形市と東原町第四区自治会と管理協定を締結している。



○ポケットパークを「新駐輪場」として整備できないか。



地域からの同意が得られていない。

案②：南高校前に仮設の駐輪帯を検討

○道路管理者である山形県と協議し、歩道上に仮設の駐輪スペースを確保する。



自転車歩行者道（4.5m）

【道路占用に係る要件】

- ①歩行者又は自転車が通行できる幅員（3m以上）の確保
- ②道路構造令を遵守し、車止めを徐した余地（1.17m）内での設置を検討

検討事項

○現状の放置駐輪台数

北側：10台

南側：0台

（※新型コロナウイルス感染症影響前：約20台）



◎駐輪帯予定台数

北側：駐輪禁止とする。

南側：20～30台

（新型コロナウイルスの感染症収束後を想定）

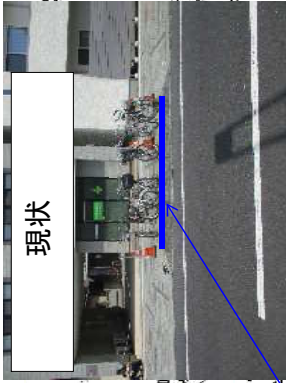
案③：新たな駐輪場の確保

案②はあくまで暫定処理のため、今後も南高校前周辺への新たな駐輪場の確保に向け、調査・検討を進めていく。

现状



现状

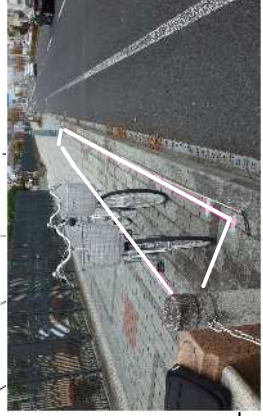
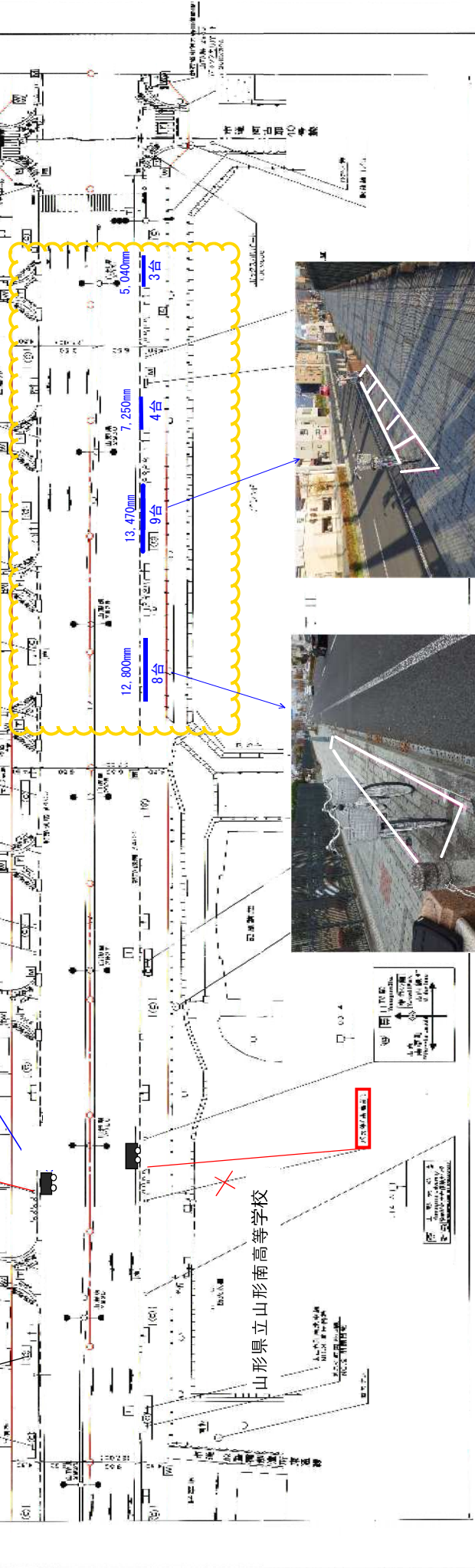


现状



现状

新規設置場所



凡例

記号	名称	説明
(○)	バス停留所	
(△)	バス停留所	
(□)	バス停留所	
(◇)	バス停留所	
(▽)	バス停留所	
(◇)	バス停留所	
(▽)	バス停留所	
(◇)	バス停留所	
(▽)	バス停留所	
(◇)	バス停留所	
(▽)	バス停留所	

(備考)

項目	内容	備考
1	バス停留所	
2	バス停留所	
3	バス停留所	
4	バス停留所	
5	バス停留所	
6	バス停留所	
7	バス停留所	
8	バス停留所	
9	バス停留所	
10	バス停留所	

バス利用者専用仮設駐輪場設置図

山形市
山形停車場線
山形市
山形停車場線
山形市
山形停車場線
山形市
山形停車場線

3512
2015

報告事項 ③

山形市自転車活用推進計画

及び

コミュニティサイクル事業について

山形市自転車活用推進計画 概要版

1. 計画の概要

●**目的:** 山形市は「山形市発展計画2025(令和2年3月策定)」において、重点政策として「健康の保持・増進」を定め、健康寿命の延伸に向け、食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)に留意する「SUKSK(スクスク)生活」を推進するほか、身近な場所での健康な体づくりができる環境整備を行うこととしている。こうした背景を踏まえ、自転車を安全・快適に利用できる走行空間整備に加え、気軽に楽しく自転車利用を促すきつかけ作りや仕組み作りを行うことで、自転車利用環境整備を総合的かつ効果的に進めるため、山形市自転車活用推進計画を策定する。

●**区域:** 山形市全域

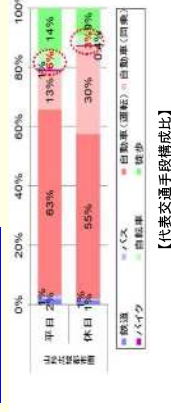
●**期間:** 令和4年度から令和9年度までの6年間

2. 山形市の特性と自転車を取り巻く現状・ニーズ

<現状>

1. 自転車利用特性

・市内の自転車分担率は、**平日6%、休日3%**と低い。
・自転車交通量が多い路線は、**市中心部に集中**しており、**自転車の発生割合も高い**。



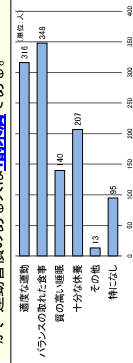
3. 自転車レンタル環境

・**観光客を対象**とした「中心市街地観光レンタサイクル」、
「西部地区観光レンタサイクル」が導入されている。
・市内にて**シェアサイクルは導入されていない**。

<市民アンケート結果(令和3年4月実施)>

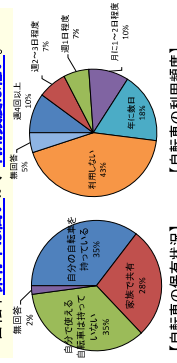
1. 健康のために心がけていること

・健康のために**意識的に運動している人が多い**が、運動習慣のある人は**増え速**である。



2. 自転車の保有率、利用頻度

・自転車**保有率は高い**が、**利用頻度は低い**。



2. 自転車道の整備状況

・市内で整備済みの自転車道は**8路線**である。

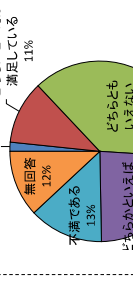


4. サイクリングコース設定状況

・市内には、行政や民間団体が設定したサイクリングコースがあるが、**距離が長く高低差の大きいコース**が多い。

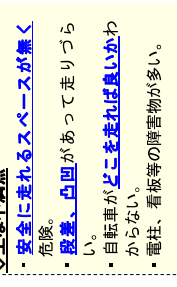
3. 走行環境の満足度

【自転車の走行環境の満足度】



4. 駐輪環境の満足度

【駐輪環境の満足度】



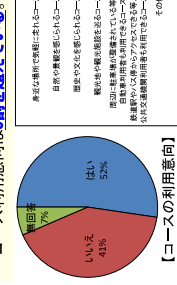
4. 駐輪環境の満足度

●**主な不満点**

- ・駐輪場が足りない。
- ・駐輪スペースが足りない。
- ・屋根が無い。
- ・自転車の出し入れがしにくく、防犯カメラが無くて不安。

5. サイクリングコースの利用意向

・コース利用意向は**割を超えている**。



【国及び県の動向】

- 第二次自転車活用推進計画(国土交通省)**
- 目標:** (目標1) 自転車交通の発展による良好な都市環境の形成 (目標2) サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 (目標3) サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 (目標4) 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
- 計画期間:** 令和7年度まで
- 山形県自転車活用推進計画(山形県)**
- 目標:** (目標1) 自転車交通の発展による良好な都市環境の形成 (目標2) サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 (目標3) サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 (目標4) 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
- 計画期間:** 令和3年度まで
- 山形市自転車活用推進計画(山形市)**
- 目標:** (目標1) 自転車交通の発展による良好な都市環境の形成 (目標2) サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 (目標3) サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 (目標4) 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

<自転車利用の課題>

安心 安全

- ・自転車が自動車や歩行者と隔離された通行空間がない。
- ・自転車の走行空間に段差や凸凹が多い。
⇒安全かつ快適に走行できる空間の整備が必要である。
- ・市民において、自転車の交通ルールの周知に不満を感じている人が多い。
⇒自転車の安全利用を推進するため、広報啓発や交通安全教育を充実させる必要である。

健康

- ・市民において、運動により健康を増進する意識は高いが、運動習慣の定着率は低い。
- ・市民の自転車保有率は高いが、自転車利用率は低い。
⇒市民が自転車を利用するきっかけをつくり、さらに自転車移動が市民生活に定着するよう推進する必要がある。

走行環境

- ・自転車が自動車や歩行者と隔離された通行空間がない。
- ・自転車の走行空間に段差や凸凹が多い。
⇒安全かつ快適に走行できる空間の整備が必要である。(再掲)
- ・欲しい場所に駐輪場が無く、既存の駐輪場の収容台数も少ない。
⇒自転車利用者のニーズに応じた駐輪環境の整備が必要である。
- ・既存のサイクリングコースは、中級・上級者向けのコースが多い。
- ・市民のサイクリングコースの利用意向は高いが、気軽に自転車移動できる環境整備が不十分である。
⇒サイクリングコースを市民や観光客が気軽に利用できるよう、様々なニーズに対応したコース設定や、コース利用を促進する必要がある。

3. 計画の目標と実施すべき施策及び取組

目標1 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策1: 交通ルール・マナーの啓発

- ① 交通安全意識の向上を図る広報啓発
- ② 交通安全情報の発信
- ③ 通学路周辺の安全点検の実施
- ④ 自転車損害賠償責任保険等への保険加入促進
- ⑤ アフターコロナにおけるサイクリングの推進

目標2 自転車を活用したライフスタイルの推進

施策2: 自転車の利用促進

- ① 健康増進に資する自転車利用の広報啓発
- ② 自転車関連イベントとの連携
- ③ 自転車通勤の推進

施策3: 自転車移動の定着

- ① SUKSKアプリとの連携
- ② 自転車レンタルサービスの充実
- ③ シェアサイクルの導入推進

目標3 自転車を利用しやすい走行空間の整備推進

施策4: 自転車利用環境の整備

- ① 安全な自転車通行空間の整備・維持
(自転車ネットワーク計画の策定)
- ② 快適な自転車通行環境の整備・維持
- ③ ウォーカブルなまちづくりの推進
- ④ 無電柱化による自転車通行空間整備
- ⑤ 自転車と公共交通との接続性の向上
- ⑥ 地域のニーズに応じた駐輪場の整備
- ⑦ 放置自転車対策
- ⑧ サイクリング拠点の整備

目標4 多様なニーズに対応したサイクリングモデルコースの充実

施策5: 多彩なサイクリングモデルコースの設定及び利用促進

- ① サイクリングモデルコースの設定・充実
- ② サイクリングマップ等の作成
- ③ 店舗・コンビニ等と連携した受入サービスの充実
- ④ サイクリスト向け体験型・滞在型のコンテンツの推進

自転車ネットワーク計画の概要

計画の位置づけ

山形市自転車活用推進計画の「目標3 自転車を利用しやすい走行空間の整備推進」を実現するための「施策4①安全な自転車通行空間の整備・維持」の具体的な取組である。

目的

自転車通行空間の連続性を確保し、自転車ネットワークを構築することにより、自転車利用者・歩行者の安全な通行環境を創出する。

期間

令和4年度から令和9年度までの6年間
※自転車活用推進計画と同期間

区域

山形市全域

整備方針

道路の整備形態は、路線ごとに交通状況（自動車の規制速度及び交通量等）、道路状況（道路横断面構成）、沿道状況（乗り入れ、土地利用状況等）に配慮しつつ、道路管理者にて選定する。

完成形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道滞在	自転車歩行者道
整備イメージ				

優先整備路線

次の事項を考慮し、優先整備路線を決定する。

- (ア) 高校周辺など、高校生の利用が多い路線
- (イ) 観光客の利便性に配慮すべき路線
- (ウ) 現在、自転車通行空間の整備計画がある路線
- (エ) 道路利用者が住民の理解が得られる路線

スケジュール

- 令和4年度
- ・モデルコース審査組織の設置
(ウォーキング関連審査組織と同組織)
 - ・ネットワーク路線毎の整備形態の選定
 - ・優先整備路線の選定
 - ・地元への説明会の実施

令和5年度

- ・令和4年度に選定した路線の整備着手

令和6年度～

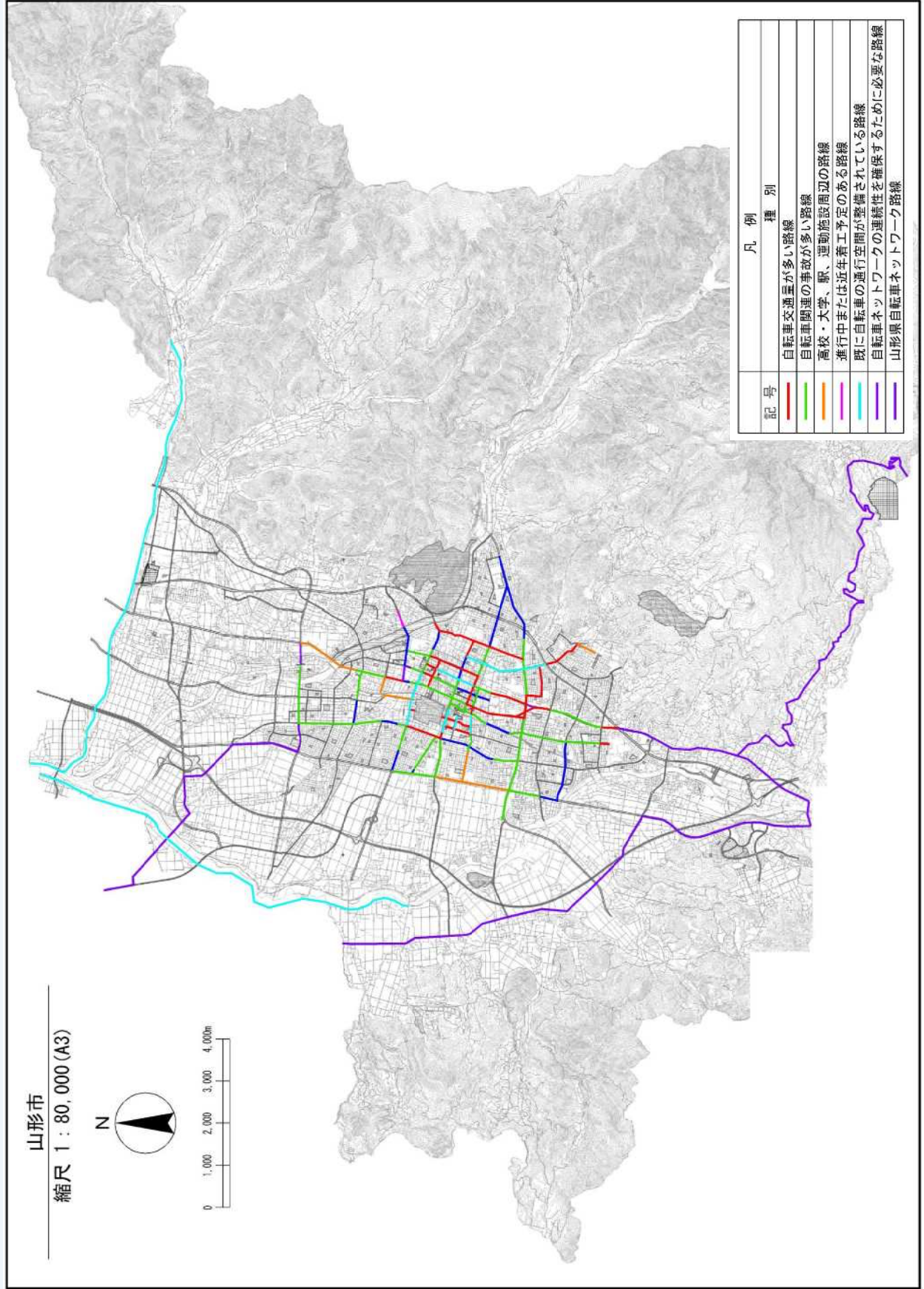
- ・前年度整備着手路線の進捗状況を勘案し、優先路線選定基準をもとに、随時整備路線を追加し、整備を進める

〈優先整備路線選定基準(令和4年度)〉

- ① 交通安全の観点から、高校周辺の自車事故が多い路線
- ② 観光による地域振興の観点から、自転車利用ニーズの高い路線

山形市自転車活用推進計画 概要版

構築された自転車ネットワーク路線図



【自転車ネットワーク路線図】

山形市コミュニティサイクル導入事業について

市民の日常利用や来訪者の観光利用など中心市街地を核とした移動環境の向上はもとより、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図るため、山形駅や山形市役所など鉄道や路線バスなどの既存公共交通が接続する主要な交通結節点のほか、多くの人を訪れる施設や大学等にコミュニティサイクルを設置するもの。更に、山寺を訪れる観光客を対象として、山寺地区内の回遊性の向上を図るため、山寺駅付近にもサイクルポートを設置する。

▼やまぎん県民ホール



1 事業内容

① 車両（電動アシスト自転車）導入数

種類：Panasonic「Jコンセプト」、色：ダーククリーパープル

台数：180台（現在85台、今年度中に95台増車予定）

② サイクルポート（駐輪場）設置数

40箇所（現在11箇所、今年度中に29箇所増加予定）

<サイクルポート一覧>

- ・山形駅東口交通センター前 ・山形市役所西側駐輪場
- ・やまがたクリエイティブシティセンターQ1 ・山形まるごと館紅の蔵
- ・やまぎん県民ホール ・山形美術館前 ・ほっとなる広場公園 ・東北芸術工科大学
- ・山形県庁前 ・立谷川河川公園山寺緑地 ・山形城三の丸土塁跡前

③ 利用料金

従量料金：50円/15分（1,600円/24時間上限）

定額料金：1,000円/日

④ 利用期間

10月～3月末までの6ヶ月間 R4年度事業

2 導入スケジュール

令和4年10月3日～ 1年目サービス開始（10月～3月末）

令和5年4月1日～ 2年目サービス開始（4月～3月末）

3 事業者概要

①事業者 ecobike 株式会社（APAMAN グループ）

- ②運営実績 ・姫路市:H28.7～R5.3 ・福島市:H28.4～R5.3 ・岐阜市:R4.1～R8.3
 ・つくば市:R3.5～R6.10 ・山口市:R2.12～R5.1 ・前橋市:R2.12～R5.4 等

山形市コミュニティサイクル(サイクルポート)配置図) R4.10.3導入

東北芸術工科大学

6 東北芸術工科大学
ラック数:20 配置台数:12

山形県庁周辺

7 山形県庁前
ラック数:15 配置台数:10

中心市街地周辺

2 山形市役所西側駐輪場
ラック数:20 配置台数:12

10 ほっとなる広場公園
ラック数:6 配置台数:4

3 やまがたクリエイティブセンター-Q1
ラック数:5 配置台数:3

4 山形まるごと館紅の蔵
ラック数:5 配置台数:3

8 山形城三の丸土塁跡前
ラック数:20 配置台数:10

9 山形美術館前
ラック数:10 配置台数:6

1 山形駅東口交通センター前
ラック数:15 配置台数:12

5 やまぎん県民ホール
ラック数:12 配置台数:8

山寺周辺

11 立谷川河川公園(山寺緑地)
ラック数:8 配置台数:5

